

審査基準

令和7年11月28日作成

法令名：風営適正化法
根拠条項：第20条第10項において準用する第9条第1項
処分の概要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： <ul style="list-style-type: none">○ 風営適正化法<ul style="list-style-type: none">第3条第2項（公安委員会が付した条件）第4条第4項（承認の基準）第20条第10項において準用する第9条第2項○ 風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類）○ 風営適正化法施行規則<ul style="list-style-type: none">第1条（変更承認申請書の提出）第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）第19条（変更の承認の申請）
審査基準： <p>判断の基準は、法令の定めによる。</p>
標準処理期間：変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、12日以内を目安とする（行政庁の休日は含まない。）。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日警察庁生活安全局）第12の8及び第17の9を参照すること。